

令和5年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年9月14日 (木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月14日 午前9時00分宣告 (第3日)			
応 招 議 員	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美 登 利
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	飯 田 雅 広	6 番	板 倉 浩 幸
	7 番	三 浦 知 将	9 番	加 藤 裕 子
	10番	富 田 さとみ	11番	伊 藤 俊 一
	12番	水 野 智 見	13番	安 藤 洋 一
	14番	佐 藤 茂		
不 応 招 議 員	8 番	吉 田 正 昭		

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	加藤 正人
	政 策 推 進 室	室 長	小島 昌己		
	総 務 部	部 長	鈴木 敬	安心安全 課 長	綾部 健
		総務課長	藤下 真人		
	民 生 部	部 長	不破 生美		
	産 業 建 設 部	部 長	肥尾建一郎		
	上下水道部	部 長	伊藤 和光		
	消 防 本 部	消 防 長	高塚 克己		
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服部 英生	次 長 兼 教 育 課 長	舘林 久美	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 局	局 長	萩野 み代	書 記	荒木 慎介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
9	多 田 陽 子	②主権者教育について……………	158
10	富 田 さとみ	蟹江31町内会に配布されている防災トランシーバーの活用 状況について……………	170

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和5年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、多田陽子さん、富田さとみさんから提出されました、本日の一般質問の際の参考資料を配付してありますのでお願いいたします。

議場内にモニターを設置させていただいております。議場内の方々はもとより、自宅にてケーブルテレビにより議会を傍聴される方々にも、質問時に提示される資料などをできるだけ分かりやすくご覧いただけるようにしました。議員、理事者の皆様にも積極的に機器を活用していただき、より開かれた議会を目指していただきますようお願いいたします。

本日の欠席の届けは吉田正昭君です。

吉田正昭君より欠席したい旨申し出がありましたので報告させていただきます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問9番 多田陽子さんの2問目、「主権者教育について」を許可いたします。

○1番 多田陽子君

1番 多田陽子です。

皆様、おはようございます。

では、本日も通告書に従って、2問目、「主権者教育について」質問させていただきます。

2問目は、特に小中学生にも町政に関心を持ってもらいたい、当事者意識を育むきっかけとなってほしいと思い、児童会・生徒会や校則など、彼らにとって身近な話題を入れて、さらに、インターネット配信動画を彼らに見てもらうことを意識しつつ一般質問をさせていただきます。ご答弁の際も、子どもにも分かりやすい言葉をお選びいただきながら、どうぞご協力をお願いいたします。

総務省の取りまとめによりますと、主権者教育とは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこととあります。主権と

は、国の政治の在り方を決め、それを実行することができる力のことです。戦前の日本は天皇主権で、戦後、日本国憲法のもとに国民主権となりました。とはいえ、選挙で選んだ議員を通じて政治に関わるという間接民主制が取り入れられたため、国民が直接に政治に関わっている意識は薄くなってしまいました。さらに、選挙権は20歳以上でやっと得られるものであり、子どもたちにとって、政治はなじみのないもの、政治は大人のものというイメージがあります。

平成27年の公職選挙法改正で選挙年齢が18歳以上に引き下げられたことをきっかけに、若年層に対する主権者教育の必要性が一気に高まってまいりました。蟹江町においても、年齢や発達に応じた内容の授業を行っており、コロナ前は、蟹江町選挙管理委員会から出前授業や、実際の投票箱や掲示板を使用した児童会・生徒会の選挙なども行われておりました。

皆さんご存じのとおり、この4月の蟹江町議会議員選挙は無投票となりました。全国的に見ても、今回の地方統一選では約3割の町村で無投票となり、投票率の低下だけではなく、地方議員のなり手不足の問題も目立つようになってきました。昨年末時点でのデータによると、町村議会議員の年齢別構成は70代以上が39.8%、5、60代が50.5%、40代以下が9.7%です。驚くべきことに、80歳以上が3.0%なのに対して2、30代は2.2%と、子育て世代の議員よりひいおじいちゃん・ひいおばあちゃん世代の議員ほうが多いのが現状です。

では、投票率についてはどうでしょうか。令和3年第4回の定例会で、飯田議員が、同年行われた町長選挙と衆議院総選挙における年代別の投票率を質問されまして、その際に、年代別の投票率については把握しておりませんと選挙管理委員会からの答弁がありました。その後、参議院議員選挙と愛知県知事選挙が行われましたが、どうぞモニターをご覧ください、こちらは、参議院比例代表選挙の結果です。

インターネット上には、変わらず投票区別と男女別の公表はありましたものの、年代別の投票率は記載されておられません。

そこで質問します。

4月の町議会議員選挙は投票は行われませんでした。年代別の集計、公表の予定はありましたか。若い世代の選挙離れが問題視されている中で現状を知ることは、私は必要だと思います。予定されていなかったのであれば、その理由を教えてください。

○総務課長 藤下真人君

おはようございます。

それでは、ただいまご質問いただきました町議会議員一般選挙における年代別の投票率の公表の予定について、ご質問ありましたのでお答えさせていただきます。

まず、令和4年7月10日に投開票、執行されました参議院議員通常選挙から、当日投票システムを導入することができたため、これにより、投票状況をデータで管理することができ、投票率の分析がようやく可能となりました。今後は、その結果を基にホームページでの公表

や効果的な選挙啓発等に役立ててまいりたいと思います。

以上です。

○1番 多田陽子君

私たち議員に託されました町民の声が反映されたとのことで、とてもうれしく思います。では、なるべく早い公表をお願いします。

データ自体は既にあるとのことですので、若い世代の投票具合はどのようなものであったのか、ご説明をお願いします。

○総務課長 藤下真人君

投票率につきましては、速やかにホームページのほうで公表をさせていただくよう準備させていただきます。

また、若い世代の投票具合、どのようなものであったかというご質問にお答えさせていただきます。

まず、初めに、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙、多田議員が資料として今提示されているものは比例代表のものになるんですけども、選挙区の投票率のほうで答弁させていただきます。

まず初めに、全体平均、こちら、在外選挙人を除く投票率となりますが、こちら49.16%と全体平均がなっております。その若い世代につきましては投票率につきましては、18歳が50.16%、こちらは平均を若干超えております。19歳につきましては37.34%ということで、こちらは、世代別で見ますと下から2番目の投票率となっております。続いて、最も投票率の低い世代になります20歳から24歳、こちらが32.23%となっております。続いて、25歳から29歳、こちらは投票率低い、下から3番目の順位で、39.78%でした。

続きまして、今年行われました令和5年2月5日、愛知県知事選挙の投票率についてご答弁させていただきます。

まず、全体平均になりますが33.34%、そして、若い世代であります18歳につきましては30.75%、こちらは平均を下回っております。続いて、19歳の投票率につきましては、こちらは世代別で下から2番目の順位となっております19.61%、そして、最も世代別で投票率が低かったのが20歳から24歳、こちらが16.61%となっております。あわせまして、25歳から29歳につきましては、世代別で下から3番目の投票率で22.11%です。

以上です。

○1番 多田陽子君

ある程度予想はしてはしておりましたが、本当、ワースト3独占状態で、危機的状況と言えるかと思えます。若い世代の政治への無関心はもう否定しようもないことでしょう。ですが、衆議院議員の選挙のデータですが、総務省の年代別調査によりますと、20代の投票率も1990年までは5、60%で推移していたようです。大きく落ち込んだのは、小選挙区比例代表制が導

入された96年で、そのとき36.42%に落ち込みました。選挙制度の分かりにくさが投票意欲の低下を招いたと日本経済新聞の見解がありました。もしそれを信じるならば、選挙制度への分かりにくさを解消することが投票意欲をまた向上させる一つということでしょうか。

となると、選挙制度を分かりやすく変えるか、選挙制度を身近に感じられるようにするかなどになるわけで、蟹江町での取り組みについては、当時の一般質問の答弁を要約して紹介しますと、蟹江町では、小学校6年生と中学3年生の社会科公民分野で主権者教育が行われており、具体的には、小学校では憲法と政治の仕組みを学習したり、役所や議会の役目などについて学んでいる、中学校では、憲法の成立過程や大日本帝国憲法との比較、基本的人権なども含んだ内容で、社会科・公民科以外の時間でも、主権者教育に関わることを全体的に取り組んでいると、比較的一般的な答弁と言えるでしょう。しかし、その際に、新しい取り組みや現場の支援など、前向きな答弁でまとめられておりました。

では、質問します。

この一般質問後、2年間はどうのような主権者教育を行ってきましたか。

○次長兼教育課長 舘林久美君

それでは、ご質問についてお答えさせていただきます。

令和3年4月以降の2年間のところの主権者教育についてお答えさせていただきます。

主な取り組み内容といたしましては、当時と大きく変わっていないところが現状でございます。主権者教育を学校でまず一番分かりやすく当てはめると、児童会や生徒会の活動になろうかと思えます。それ以外にも、社会科公民分野で政治や経済に関する知識の習得、家庭科では消費者教育や金融保険教育、総合学習の中では、携帯やSNSなどの利用について情報モラル教育や、税について租税教室、また、福祉について考える、地域とつながる、例えば、職場体験やまちづくりミーティング、蟹江中学校に関しますと地下道の清掃、こんなことが挙げられるかと思えます。

また、道徳の学習の中では、自分を理解しながら自分が望む生き方を決め、実現するための力を養うキャリア教育や、自分で考え公正に判断し行動する力を身につける法教育、社会参加に関する教育などの多くの内容を学習しているところが現状でございます。

取り組み内容といたしましては大きく変わっておりませんが、教育現場では多方面で行われているところが現状でございます。

○1番 多田陽子君

私たちが学生の頃と大きく変わっていて、とても面白そうな取り組みだなと感じました。蟹江町には公立高校がありませんし、中学卒業から選挙権が与えられる18歳まで数年間のブランクがございますので、主権者教育の効果のほどは確かめることが困難かとは思っています。だからこそ、選挙や政治に対して知識や経験を通じて身近なものに感じるため、今の教育のようにほかの方向からも複合的に主権者教育をしてはどうかと考えていきます。

まずは、主権者教育の一つである「明るい選挙」の啓発ポスターについてお尋ねします。

夏休みの宿題で、私が子どもの頃から「明るい選挙」ポスターは存在しました。「明るい選挙」とはどのような選挙か、町民の皆さんはイメージができますでしょうか。私は、特に教えてもらった記憶がなく、今回調べて初めて知りましたが、私たち国民が、買収や供応、酒や食事を出して人をもてなすことといった選挙犯罪や、義理人情などによるゆがんだ選挙をなくし、選挙が公正かつ適正に行われ、私たちの意思が政治に正しく反映される選挙を「明るい選挙」と言うそうです。

では、質問します。

この課題を出すにあたって、事前に子どもたちにどのような指導がありますか。また、どのような狙いがあるのかのポスター作成という課題でしょうか。

○総務課長 藤下真人君

それでは、夏休みの宿題、選挙管理委員会から出します「明るい選挙」の啓発ポスターの狙いについて答弁させていただきます。

まず、こちらの夏休みのポスターの宿題になりますが、教育委員会に対しまして、選挙管理委員会から募集要項を添付して依頼をさせていただいております。

「明るい選挙」啓発ポスターコンクールは公益財団法人明るい選挙推進協会の事業であり、趣旨としては、豊かで幸せな生活を送るためには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから、選挙は明るく正しく行われなければなりませんとなっており、蟹江町明るい選挙推進協議会もこの趣旨に賛同し、蟹江町の小中学生に対してポスターの募集をしております。その応募規定の内容に、児童生徒の皆さんに明るい選挙を呼びかけ、印象的なポスターを募集しますと明記し、募集依頼をさせていただいております。

以上です。

○1番 多田陽子君

では、今年の入選作品はまた広報誌に載るのでしょうか。どのような作品があるのかとても楽しみです。夏休み、うちの子たちもまた絵の具を出して四苦八苦しておりました。実は、「明るい選挙」のポスターは描画材料は自由、紙や布など絵の具材料だけに限りませんとありまして、愛知県の選挙管理委員会に問い合わせましたところ、絵の具以外でも、パソコンやスマホで描いたり、写真をアレンジした作品でもよいそうです。ただ、既製の素材等を使うことは禁止されているようなので注意が必要ですが、来年、我が家はその方法でぜひ挑戦してみたいと思います。絵を描くのが苦手な子どももたくさんいますので、ぜひ絵の具以外での形で、別の形で楽しく取り組んでいただければと思います。

さて、そもそも主権者教育は、若者を選挙に行かせるための教育と捉えがちですが、それは誤りです。

では、またモニターをご覧ください。

主権者教育とは、「主権者は、自分のことだけを考えるのではなく、社会（世の中）に直接関わり、社会を変える方法を知り、友人や仲間と連帯できる力を持つとともに、社会（世の中）とつながることが大事になります。」と、これは、総務省の「わかりやすい主権者教育の手引き」にあります。子どもにとっての社会とは、まずは学校と言われます。すると、まさに主権者教育は児童会や生徒会の中にあるのではないかと思いましたが、今からはそれについて質問をします。

蟹江の小中学校には児童会・生徒会がありますが、その存在意義や活動内容を教えてください。また、会長、副会長、書記を選ぶ選挙はどのように行われていますでしょうか。

○次長兼教育課長 舘林久美君

それでは、児童会・生徒会の存在意義と活動内容、そして、選挙はどのように行われているのかというこの2点についてお答えいたします。

まず、存在意義と活動内容でございます。

学校指導要領の中で、児童会活動及び生徒会活動につきましては特別活動の中に位置づけられております。指導する上で、人間関係形成や社会参画、自己実現というものを柱にし、様々な課題に求められる資質・能力を育成することが意義となるかと思えます。あくまでも教員が主体になるのではなく、児童生徒が主体となり、運営、企画、役割分担などを行い、異なる年齢同士で協力の下行うことが大切となります。

そして、具体的な活動内容でございます。小中、若干違いがありますので、まずは、小学校につきましては、例えば、新入生を迎える会や異学年交流、レクリエーションなどの企画をしたりでございます。中学校につきましては、同じく新入生歓迎会や学校祭の運営、そして、給食時間の放送を企画する、また、学校内の掲示物を企画する、挨拶運動などが挙げられるかと思えます。また、どちらも共通事項といたしまして、各委員会活動というものがあるかと思えます。

そして、選挙はどのように行われているのかということにつきましては、まず、蟹江中学校に少し確認をさせていただきましたので、その事例を挙げさせていただきます。

まず、生徒会に立候補すると決めた生徒につきましては、推薦者名簿とともに立候補届を選挙管理委員会に提出いたします。そして、一定期間の選挙活動期間を経て投開票を行うというふう聞いております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

皆様、またモニターをご覧ください。

これは、生徒手帳の中の一番最初のページです。実は、生徒手帳にも選挙についての項目があります。ここですね、6番のところにあります。つまり、その文面を毎日携帯するほど

大切な位置づけであるということがうかがえます。

では、引き続き問います。

児童会・生徒会選挙では、過去にはどのような公約を掲げて会長に当選し、その公約がどのようなになったのか、事例を教えてください。

○次長兼教育課長 館林久美君

それでは、どのような公約でどのようなになったのかの実例についてお答えをさせていただきます。

児童生徒会選挙では、児童生徒は立候補をする際に公約を掲げることになります。小中、これもちょっと違うんですけども、例えば、小学校ですと、低学年・高学年が一緒に楽しめるような行事をやりたいです、中学校になりますと、中学生活の最高の思い出になるような学校祭を盛り上げたいですというのが具体的な公約になろうかと思えます。

しかし、学校の選挙は一般的な大人の地方選挙などとは異なりますので、アンケートを取るといことはあるかもしれないんですけども、公約が実際に実現されたかという検証を客観的には行っておりません。しかし、中学校につきまして、校則の見直しを生徒会で行ったという事例も聞いているというところが現在のところでございます。

以上です。

○1番 多田陽子君

私が調べましたところ、活動というのはイベント志向型、また、問題解決型の活動があると思いますが、やはりイベント志向型の活動が多いのかなと思いました。

このような質問をしましたのは、児童会って何をやる場所なのと子どもたちに問うと、よく分からないという答えが返ってくるが多かったからです。そして、こういうことをしないのと具体的なことを問いますと、子どもなんだから無理でしょうと返ってきたことにショックを受けました。残念ながら、子どもたちは自分たちに何ができるのか、何がしたいのかという思いよりも、何ならして構わないのかという点で公約を掲げたり、物事を判断しているのではないのでしょうか。実際のところ、いくら多くの子もたちが支持した公約でも、無理なことも多々あるかとは思っています。だからこそ、主権者教育の手引き、どうぞ、またモニターをご覧ください。

先ほどのページですが、この赤い部分ですね。ここを言い替えますと、学校に直接関わり、学校を変える方法を知り、友人や仲間と連帯できる力を持つとともに、学校とつながることをさらに進めるために、私たち大人はもっとうまく導くことを意識しなければならないのではないのでしょうか。

学習指導要領によると、生徒会の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童生徒の自発的・自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意

見をまとめるなど、話し合い活動や自分たちで決まりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動を充実するよう工夫することとあります。簡単に言いますと、先生は、子どもたちの自発的・自主的な児童会・生徒会活動をうまく運ぶよう指導しようということが学習指導要領に書いてあるということです。

では、子どもたち、また、現場の先生方へのヒントとなるように、児童会・生徒会ではどのようなことができて、どのようなことはできないかなど、具体的な話をお願いいたします。

○次長兼教育課長 館林久美君

それでは、生徒会・児童会などでどのようなことができ、また、どのようなことができないのかというところでお答えをさせていただきます。

まず、できることといたしましては、児童会・生徒会では、学校生活を豊かにするために児童生徒の意見を聞き、児童会・生徒会の執行部が中心となって取り組む、そんなことができるのではないかと思います。また、できないことといたしましては、ハード的な費用負担のかかる公約や活動をすること、また、社会の仕組みやルールを変えること、こんなことはできないのではないかと思います。

どんなことができて何ができないかというところにつきましては、生徒会の執行部と担当職員で十分話し合いながら決定しているということが現状になろうかと思います。

以上です。

○1番 多田陽子君

やはり話し合いというのが大事だということですね。単純な話として、お金がかかる話とか社会の仕組み、法律が絡んでくる話などは、実現に向けてクリアしなければならない課題が多いと思います。それでも、子どもたちの思いに対して、こうすればいいよと明るく道を示すのも大人の役割であり、それこそ主権者教育だと思いますので、その点、今後とも、ぜひともよろしくお願いします。

さて、社会の仕組みといたしますと、今年の4月よりこども家庭庁が発足しました。同時に、こども基本法が施行されました。こども基本法の成立や、学校現場の課題や現状、時代の変化を踏まえて、2010年に発表された生徒指導提要も12年ぶりに改訂されました。

次に、その中の校則に関わる部分を取り上げます。

生徒指導提要とは、生徒指導に関する手引き書で、その中には、校則は、定めるにあたって、こども基本法にのっとりつつ、子どもたちの意見や少数派の意見を尊重することと記されています。また、校則は、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるものであり、指導を行うにあたっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由を理解し、生徒児童が自分ごととしてその意味を理解して、自主的に校則を守るよう指導していくことが重要と明文化されました。

そういった内容も踏まえ、校則は、ふだんから学校内外の人が参照できるように、学校の

ホームページ等に公開し、校則を制定した背景についても示しておくことともあります。そして、校則の在り方については、児童生徒の参画という項目が新たに加えられました。つまり、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則を確認したり、議論したりする機会を設ける必要性があるということであり、校則を見直すことは、児童生徒が主体的に参加することで、生徒指導の目的とされる自己指導能力の育成を図る具体的な取り組みになるということです。

現行で、蟹江町立小中学校では、校則が具体的に明記されているものはありません。

では、またモニターをご覧ください。

こちらは、入学説明会時に配付されるガイドブックです。大まかなことが載っているのみで、校則という欄は特にありません。内容はこういったものになります。

校則というと、禁止だとか、してはいけないといった単語が多用されるイメージですが、蟹江ではそういった表現がほぼなく、個人的にはとても好きなのですが、明記されていないがゆえにどうすればよいか分からなかったり、先輩・先生によっておっしゃることが違うということも実際にあります。

では、改めて問います。

蟹江町の学校に校則というものはあるのでしょうか。具体的なことも質問したいのですが、例えば、中学生の髪形について、「中学生らしく、すっきりとした清潔な髪形とする。（肩にかかる髪は結ぶこと。）」と記載があります。では、例えば、男子はツーブロック、女子は編み込みの三つ編みなどはしていいのでしょうか。髪の毛は後ろで一つ結び、けれども、耳より下でないといけないと聞いたことがあります。皆さんの時代はどうだったのでしょうか。

校則の見える化も求められていますが、今後、ホームページやガイドブックなど、それら載せる予定はありますか。

○次長兼教育課長 館林久美君

それでは、ご質問いただきました中学校に校則はあるのか、また、校則をホームページやガイドブックに掲載する予定はあるのかというところにつきましてお答えさせていただきます。

まず、中学校に校則はあるのかというところでございます。

学校は、これからの社会の一員として社会に出るための準備段階、練習の場という役割も担っております。社会に出ると法律などのルールがあるように、学校にも校則がございます。例えば、携帯電話やスマートフォンを学校に持ち込まないよという校則も存在いたします。しかしながら、登下校中に少し心配である、直接習い事に向かうために必要というご意見もいただいておりますので、保護者からの申し出があった場合につきましては許可をしているところでございます。ただ、許可するんですけれども、授業中は教室以外のところで預かっております。

また、中学生の頭髪に関しましては、中学生らしいすっきりとした頭髪と生徒手帳の中には記載されているんですけども、ツーブロックや編み込みにつきましては言及されていません。学校では、中学校生活やその活動において、どういう髪形や服装、身なりがふさわしいのかというところを生徒自身に考えていただきたいということが重要視されているようにございます。しかし、昨今の社会状況の変化に合わせまして、校則の許容についても、学校現場は、少しずつではありますが変化しているということが現状でございます。

また、2つ目のご質問の、校則をホームページやガイドブックに掲載する予定はありますかというところでございます。

現在、議員おっしゃるように校則につきましてはホームページに掲載はされておられません。校則については現状と同様で、生徒手帳や入学時のガイドブックを確認していただくこととなりますが、今後、掲載についての必要性というところを考えながら検討させていただきたいとは思っております。

町の校則が具体的に明記されていないという部分につきましては、やはり学校側の思いをいたしまして、生徒自身で、繰り返しになるんですけども、このヘアスタイルや靴が制服に適しているのかどうなのか、中学生生活に適切であるのかというところを判断する力も養っていただきたいという思いがありますので、もしガイドブック、生徒手帳等をご覧になりまして、不安になる、ちょっと不明な点があるようであれば、その都度学校側に確認していただければよいのかと思います。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

私たち大人もあまり知らなかったことが今分かったなという点なんですけれども、全国的にブラック校則が話題になっている中で、蟹江町は一步進んでいるんだなととてもうれしく思う反面、でも、あまり伝わっていないなということも感じます。それこそ、やはりインターネットで公表するなどして、みんなで子どもたちのことを見守って、今は時代が変わってきたなということを全体的に把握できるような、そのようなことになればいいのではないかなと感じました。

従来より校則のない学校も存在しまして、改定された生徒指導提要では、校則の存在を否定するものではありません。けれども、先ほど答弁にもありましたように、校則の存在意義を自分ごととして、みんなで話し合っただけで考えること、これが重要です。なぜ編み込みの三つ編みをしてはいけないのか、なぜツーブロックは駄目なのか、はやりを追い求めることや華美にすることは学業と関係なく、ふさわしくない、不良っぽい、乱れにくいから編み込みをするんだ、自分は毛量が多いけれども、ツーブロックにすると髪の毛が落ち着くんだ、そういった様々な意見があります。それらを当事者がしっかりと話し合うことが重要です。ここを、私たち大人としても、子どもを見守る視点で共有していきたいと思っております。

先生が決めたからとか、校則で決まっているから守るのではなく、それこそ児童会・生徒会が主導で考えるべきもの、そして、今既に考えられているもの、それが何よりの主権者教育で、実践である。だからこそ私は、多くの人に、子どもに周知してほしいと考えます。

とはいえ、それこそこちらが押しつけるものではありませんので、子どもたちが今のようなふわっとした現状がよいかと思うかもしれませんし、校則をしっかりと定めて、きっちり書いてほしいと思うかもしれません。当事者らが考えたのであれば、それは、その際に子どもたち主導で校則を考えることを支えて、導いていけたらと思います。

なお、ほかの市町村に比べて、蟹江では児童会・生徒会の活動時間がきちんと設けられていて、これはまれなことだと教育関係者に聞いたことがあります。しかし、多くの児童会長・生徒会長は、公約を掲げて見事当選したとしても、その後、公約を実現するための活動ができずに、行事の生徒代表としての挨拶をするだけの存在であるという学校は少なくないそうです。私たち大人の議員は、なるまでは一生懸命に政治信条を訴えるけれども、なったら、あの人は何をしているのか分からないし、式典で挨拶をするだけの名誉職などとやゆされる話なども聞きますが、小中学生においても同じ環境になってしまっていること、それを大人がつくってしまっていることを私たちは反省しなければいけないと思います。蟹江でも比較的活動実態のある児童会・生徒会活動ですが、もっともっと盛んになればと思います。

では、最後に、私が経験した明るい選挙をここでご紹介したいと思います。

ママ友から、うちの子が児童会長に立候補するからお願いとお願いをされました。その後、別のママ友と電話をしていたとき、その話を思い出して、その子への投票をお願いしましたところ、電話口の向こうのほうから、そうやって投票を頼まれても駄目なんだよという子どもの声が聞こえてきました。お菓子をもらっても駄目だし、ちゃんと選挙演説を聞いて、自分で誰に入れるかを決めないといけないんだよと先生にご指導いただいたそうなんです。大人の皆さん、ちょっと耳の痛い話だと思いませんか？ 子どもは本当に純粹です。だからこそ経験、それも、成功体験があれば、子どもたちはいくらでも伸びていくと思います。

今回、まさか議会のテレビ中継まである一般質問の中で、自分が三つ編みは駄目なんですかという質問をするとは思いませんでした。1問目に続き、2問目もあまり適切ではない質問が多いと悩みもしましたが、質問の意図を酌んでくださったこと、とても感謝しております。以前行われていた子ども議会も今はなく、子どもたちの素朴な疑問など、大人が真剣に取り扱う姿を見せるのもまた主権者教育の一つであり、議員に相談するというアプローチを知るのも経験だと考えて、今回、一般質問の一つに上げました。

今年、こども基本法が施行されたことは、蟹江町においても転機だと思います。子どものことは子どもなしで決めない、自分たちの暮らしは自分たちで生み出せるのだと、子どもたちに実体験や経験を持ってもらえる町にしていきたいと考えています。

では、最後に副町長にお尋ねします。

「こどもまんなか」を枕言葉にしたこども家庭庁の創設で、子どもにとってさらによりよい蟹江町になることを期待していますが、主権者教育など教育分野だけにかかわらず、蟹江町では今後どのような取り組みを考えておられますか。

○副町長 加藤正人君

非常に大きな観点でのご質問をいただきました。

議員のご質問にもありましたように、今年4月1日にこども基本法が施行され、こども家庭庁が創設をされております。

今回の議員ご質問の趣旨であります子どもの主体性、あるいは子どもの意見の尊重という観点で見ますと、こども基本法第11条に規定がございます。国及び地方公共団体はこども施策を策定、実施する際には、こどもやその養育者等の意見を反映させる措置を講ずるものとするという規定がございます。この点に関しまして、現在、蟹江町では、数年前から年1回、町長、副町長が蟹江の中学校2校に出向いて、直接生徒の皆さんから意見・要望を聞くまちづくりミーティングを実施をしております。

実は私も、昨年初めて蟹中、北中のまちづくりミーティングに参加をさせていただきました。その中で、例えば、祭りや地域清掃などで中学生もボランティアとして参加する機会を増やしてほしいという意見であるとか、あるいは、蟹江町をPRするオリジナルのプリクラ機を導入をしてはどうかという意見、あるいは、蟹江の給食は非常においしいと、昼食以外でも給食を食べられるような食堂をつくってはどうかという、非常に中学生らしい提案を、意見をいくつかいただいたところでございます。

このうち、中学生のボランティアに関しましては、昨年の10月の町民まつりですけれども、その際に、会場内でプラカードを持って、例えば、まだコロナ禍だったんで、場内飲食禁止とか、あるいは密に注意してくださいというようなプラカードを持って、会場をPRとか、啓発していただくようなボランティアを募集をしまして、2日間で20人くらい参加してくれました。今年も、会場内飲食禁止とか、ちょっとコロナの状況が違いますので項目は違うと思いますけれども、また募集をしていきたいというふうに思っています。

あるいは、プリクラですけれども、専用機はなかなか無理でも、オリジナルのプリクラデザインを作れないかという検討も、実は、実際させていただきましたが、ただ、調べると、どうも蟹江町内にはプリクラ機そのものが今ないという、そういうことも分かりまして、ちょっと町外のところでPRどうかなということで、今少し止まっているところでございます。今年も秋に、またまちづくりミーティングを実施しますので、いろんな意見がいただけるんでないかなというふうに期待をしております。

それからもう一つ、こども基本法ですが、第10条で、市町村は、国のこども大綱、あるいは都道府県のこども計画を勘案して、こども計画の策定が努力義務として定められています。

このこども計画が今後の町の子育て施策の基本になってくるのかなというふうに思っております。まだ国の大綱もできておりませんので、スケジュール等定まっておりますけれども、このこども計画を策定する際には、保護者の方の意識調査のみならず、子どもの意識調査なども実施できればと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

へえと思うとても面白いご答弁、どうもありがとうございました。

子どもたちは、やはり自分たちの思いがどのように大人に受け止めてもらえたのか、そして、それがどのようにかなっていくのか、決して結果だけが全てではなくて、このように取り組んでいるんだよという姿勢を見せることが大事だと思いますので、またそれを毎年毎年続けていって、どうなったかということ報告しながら子どもたちとつながって行って、それが主権者教育になればなと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で多田陽子さんの質問を終わります。

質問10番 富田さとみさんの「蟹江31町内会に配布されている防災トランシーバーの活用状況について」を許可いたします。

富田さとみさん、質問席へお着きください。

○10番 富田さとみ君

10番 新生クラブ 富田さとみです。

議長に許可をいただき、通告書に従い「蟹江31町内会に配布されている防災トランシーバーの活用状況について」お尋ねいたします。

今月9月1日は防災の日。関東大震災から100年を迎え、テレビなどで防災・減災の重要性を伝える特集を目にすることが多く、その中でも、今までも目にしてきた100年前に発生した関東大震災の記録映画の画像が白黒でしたが、カラー化され、よりリアルな火災旋風のすさまじさ、激しさに驚愕を覚えました。飛び火を繰り返し、何日も何日も続く火災の中、情報を得られず、人々は街の中を逃げ惑い、川に飛び込む姿が目には焼き付きました。

昨日は、多くの議員の方々が防災についてご質問をされました。特に、三浦議員の質問と私の質問が重複する点も多いと思いますが、私は、情報伝達の重要性を考え、今回の質問に至りました。

さて、年々各地に被害をもたらす台風の被害、地震発生も増え、南海トラフ地震への懸念も増すばかりでございます。そんな中、備えが一層重要視されております。今年も、九州や中国地方などで台風で多くの被害、また、昨日加藤議員が伝えた豊橋でも、先日の台風13号では関東や東北で多くの被害が出ております。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

たいと思います。

幸い、この地域は災害は起こっておりませんが、いつ発生してもおかしくない状況です。備えることの一環になる情報伝達・情報共有のための防災無線トランシーバーの活用状況について、町と各町内との連携についてのご質問をさせていただこうと思っております。

その前に、私が申しています無線トランシーバーのことについてご説明をさせていただきたいと思います。

こちらご覧いただきますと、各町内、31町内ございますけれども、このトランシーバー型の無線が配付されております。各町内会長に配られております。

次に、こちらですけれども、呼出し番号の一覧になります。皆様もお目にしたことはあるかと思えますけれども、こちらは各町内会長のほうに配られているものです。「ぎょうせいかにえ」、こちらは役場です。対策本部になります。蟹江町の蟹江警察、蟹江消防署、こちらと連携をしております。「かにえ301」が上ノ町、ここから始まって、「かにえ330」、こちらがニューシティ蟹江になります。東水明台が加わっておりますが、「かにえ104」になっております。新しく加わった東水明台は104ということで、皆様に配付されております。

もう一度戻ります。

こちら、トランシーバーですけれども、こちらはニューシティ蟹江の「かにえ330」でございます。こちらは、町のほうから被害が予想された台風のとき皆様に連絡が入り、スイッチオンにするような連絡が入ります。改めて町内会長がスイッチを入れる、もしくは、三役が入れるような形になります。こちらは、手に取るように町の動きも分かりますし、一応、こちらの情報も伝えることもできます。こういったものを踏まえながら質問を聞いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

昨日、三浦議員が質問されたのは同報系防災行政無線となります。私が質問するのは、移動系防災行政無線となります。これは、31町内全てに配られているものです。

では、質問に入らせていただきます。

まず初めに、各町内に配付されているこの無線トランシーバー、正しくは移動系防災行政無線は、いつ頃から、何を目的に、どのように活用されてきたのでしょうか。

7年前までは、少なくとも毎年の防災訓練、点検と使用方法の確認のため、訓練の進捗状況の伝達訓練が必ずなされていきました。先日の防災訓練、また、コロナ禍の3年間においても7年間実施されてはおりません。伝達方法としての役割が終わったのか教えていただければと思います。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました防災無線の配付時期と目的、それから、地域防災訓練での使用状況についてお答えいたします。

町内会に配付している無線機は、平成8年度から配付しております。当時は固定電話が主

流で、まだ携帯電話が普及していない時代であり、災害時における各町内会と地区との相互情報伝達を目的として配付いたしました。

また、ここ数年防災訓練で使用されていないのは、新型コロナウイルス感染症の影響により訓練が中止になったことと、地域防災訓練を実施した年においては、町職員が災害対策本部と防災無線を使用しての情報伝達訓練を実施する際、自主防災会との電波の混信を避けるため、町内会への通信訓練は実施しませんでした。

連絡手段の主流が携帯電話になっても、役目を終えたわけではありませんので、無線の重要性は何ら変わることはありません。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

確かに、携帯電話に取って代わって、インターネットで情報を得ることもできます。それは周知の事実だとは思っております。

ただし、次に質問入ります。

携帯電話中心の伝達方法へ移行は嘱託員会議でも伺ってはおりませんでした。嘱託員である町内会長たちにはお伝えするべきと考えます。この無線は、会長交代時に当然次の会長に引き継がれます。使い慣れていない状況の中、いざというときに困る方もあるかと思えます。携帯が繋がらない状況もある中、必ずつながるこの防災無線、有効な手段としていざというときには必要になると考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせいただければと思います。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました無線機は有効な手段として必要ではないか、こういったご質問についてお答えいたします。

携帯電話は、無線機の操作よりも容易で、誰でも簡単に連絡することができるため、今年齢を問わず普及しており、情報伝達の中心となっているため、町内会長には、有事の際に携帯電話でお知らせすることをお伝えしています。

しかし、災害が発生した際、必ず携帯電話が使える状態であるとは限りません。場合によっては、通信障害により通話ができなくなる可能性もあります。そのため、無線機は通信の多様化、携帯電話の補完対策として、引き続き有効な手段であると考えております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。

有効な手段としてお考えいただいているということで安心いたしました。しかし、携帯電話での連絡も併せて練習できればと考えております。

そんな中、町と各町内会を結ぶ携帯電話にするためには、訓練も含め、実際に機能するよ

うに方法等再構築することも必要かと思えます。

こちら昨日と重複いたしますが、メールや電話での一斉送信を考えていらっしゃいますか。無線の場合、電源をオンにすると、町の動きや近隣の現状把握、各町内から伝えられる点は携帯にはない利点と考えます。簡単に移行ではなく併用することで、これ先ほど、一応使うとおっしゃっていましたが、そういった形で併用ということを考えていただければと思っております。

また、それにより選択肢がより広がり、より万全な防災につながるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました町内会への一斉送信と無線機の併用についてお答えいたします。

各町内会長に対して一斉に連絡する手段としては、防災情報メールと一斉電話サービスという方法がございます。この機能は、お持ちの携帯電話に対して、町の防災行政無線から文字や音声による情報を伝達することで、一斉に各町内会長にお知らせするものです。

防災情報メールについては、新たに嘱託員としてなられた町内会長には、年度初めの嘱託員会長会議においてメールの登録をお願いし、利用方法についても説明させていただいております。また、無線機も、タイムリーに情報を共有できる手段として引き続き併用してまいります。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

災害情報メールなどで知らせる方法、広く知らせていただけるとありがたいと思っております。

会長が変わるたび引き継がれている、現在は利用する機会がない無線から他の伝達方法が将来確立した場合、回収と再利用などについても考えていただければと思っております。

災害時には必ずつながる無線が、重要な情報発信、現状把握、安否確認も含み、使用方法さえ覚えれば誰でも使えます。利便性を生かし、避難所などの備品に加えることもご検討いただけないでしょうか。

このまま各町内会に残していただけるなら、せめて町内会の三役が使えるように訓練練習の回数を増やし、災害に備えられるよう計画に入れていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました今後の無線機の活用についてお答えいたします。

現有の無線機については、引き続き町内会長に配付して、町内会長が変わるたびに引き継ぎをして、活用をお願いしてまいります。

また、避難所に無線機を備品に加えることについては、台数に限りがありますので、配置方法について検討いたします。

町内会長等の無線機の操作訓練につきましては、各町内会の地域防災訓練などの機会に併せて実施してまいります。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

今後も活用していただけるとのご回答、ありがとうございます。訓練も併せて、避難訓練だけではなく、また回数を増やしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、最後に、今後も無線を使用していただけると伺いましたので、また繰り返しのようになりますが、災害時の無線の活用をほかにも広げて考えていただければと思っております。例えば、非接触を求められるコロナ禍のようなときにも使用を取り入れてみてよかったのかなとも思っております。災害時に枠は決めずに、広く考えてみることで、今あるものをより有効に使用できることになるのではないかと思います。

簡易無線局デジタル化の義務化が近い中、情報発信・伝達方法、そういったものを多く持ち、強い蟹江町を目指すためにも無線の継続を願いますが、今後の継続も願いますが、いかがでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました無線機の有効活用とデジタル化についてお答えいたします。

一般的な通信方法として最も信頼性が高く、安定した方法としては、有線回線の固定電話でございます。一方で、携帯電話は、手軽に外出先でも使用できる使い勝手のよさから、連絡手段のみならず、情報を得る際にも非常に有効な手段でございます。

しかし、固定電話や携帯電話は、大規模な地震による電波塔の損壊や停電により使用ができなくなる可能性があります。通信手段をより多く確保するためにも、町として引き続き無線機を継続的に活用してまいります。

次に、無線機のデジタル化への移行についてでございますが、現在使用している無線機はアナログ式無線機で、電波法によるデジタル化への移行に伴い、アナログ無線の使用が終了となります。しかし、行政が使用する特定周波数につきましては、当分の間猶予期間として使用が認められており、引き続き活用してまいります。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。継続していただけるご回答をいただきありがとうございました。今後も訓練などを繰り返すことで、人々の防災意識向上の促進につなげていただければと思います。

また今回は、冒頭で申しましたが、災害に対する関心が高まっている時期ということで、他の先生方も、多くの様々な防災に対してのご質問が選ばれたようです。私もその中で選ばせていただきましたが、行政はもちろん、私たち議員も、そして、住民それぞれがこの機会に、いつか来る、絶対来る災害に備えるための努力を惜しまず、アイデアを出し合い、災害に負けない蟹江を目指していきたいと思っております。皆様のご協力を、皆様でいきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

ありがとうございました。質問を終わりたいと思います。

○議長 水野智見君

以上で富田さとみさんの質問を終わります。

以上で本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午前10時03分)